平成25年５月31日
中国電力株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
［電灯ピークシフトプラン（選択約款）］

当社は，このたび，電気事業法第19条第12項の規定にもとづき届出を行なった電灯ピークシフトプラン（平成25年７月１日実施）において，消費税等相当額を含めた早収料金率等をもとに料金を算定し請求することといたしましたので，電気事業法施行規則第47条の３の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお，本則７（料金）に定める早収料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第３位で，別表５（燃料費調整）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第４位で四捨五入しております。

（１）本則７（料金）に定める早収料金率

区分および単位	早収料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
基本料金		
１契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,155.00	55.00
上記をこえる１キロボルトアンペアにつき	388.50	18.50
電力量料金		
ピーク時間		
１キロワット時につき	53.99	2.57
オフピーク時間		
最初の90キロワット時までの１キロワット時につき	20.38	0.97
90キロワット時をこえ220キロワット時までの１キロワット時につき	27.00	1.29
220キロワット時をこえる１キロワット時につき	29.11	1.39
夜間時間		
１キロワット時につき	9.68	0.46
５時間通電機器割引額		
５時間通電機器の総容量（入力）１キロボルトアンペアにつき	189.00	9.00
通電制御型蓄熱式機器割引額		
通電制御型蓄熱式機器の総容量（入力）１キロボルトアンペアにつき	136.50	6.50
最低月額料金		
１契約につき	399.00	19.00

（２）別表５（燃料費調整）に定める基準単価

単　　位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
１キロワット時につき	0.234	0.011